

大切なお子さまを
学校が休みの日でも
24時間365日
補償します。

秋田県高等学校
PTA連合会

高校生総合 補償制度

傷害総合保険
自転車総合保険

特定の 感染症にも対応!

※自転車事故限定プランは対象外となります。
※新型コロナウイルス(COVID-19)に起因する
保険金の支払事由に対してはお支払いの対象
となる場合があります(2020年12月現在)

熱中症や食中毒 による入通院も補償!

※自転車事故限定プランは対象外と
なります。

賠償事故は
安心の示談交渉
サービス付き
(日本国内のみ)

部活動や自転車通学 レジャーなど 日常のあらゆる ケガに対応!

団体割引適用

保険期間

2021年4月15日午後4時から
2024年3月31日午後4時まで

申込
締切日

第1次募集 2021年4月13日㊦
(2次・3次募集の申込締切日および保険
始期日はP3をご確認ください。)

加入
申込方法

以下のいずれかの方法でお申込ください。
●専用のWEBサイトへ必要事項を入力し、
後日お送りする払込票で保険料をお支払
いください。
●加入依頼書兼払込取扱票に記入の上、保
険料を添えてお近くの郵便局にてお振込
ください。

こちらの
QRコードより
アクセス!!

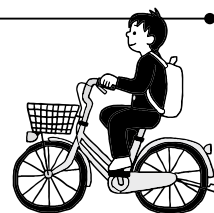


傷害

ご本人のケガ等に備える

授業中・部活動中・レジャー中、交通事故、地震など天災等によるケガを補償します。

※E〈自転車事故限定〉プランはすべて補償ではありません。



感染症・熱中症・食中毒も補償

特定の感染症を発病したり、熱中症や食中毒で治療を受けた場合にも補償します。

※新型コロナウイルス(COVID-19)に起因する保険金の支払事由に対してはお支払いの対象となる場合があります(2020年12月現在)

※E〈自転車事故限定〉プランはすべて補償ではありません。

安心の
示談交渉
サービス付!
(日本国内のみ)

個人賠償責任

他人さまへの賠償に備える

お子さまご本人やそのご家族の方が偶然な事故で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負われた場合に保険金をお支払いします。

育英・学資・進学費用

扶養者の万が一に備える

扶養者が万が一の事故によるケガで亡くなったり、所定の重度後遺障害を被られたとき、学資費用(授業料等)や進学費用、育英費用を援助します。

借家人賠償・学生生活用動産

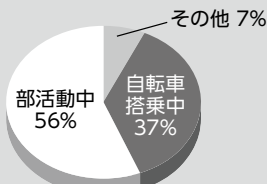
一人暮らしに備える

お子さまご本人が誤って火災などを起こし、借りている部屋や建物に損害を与えた場合、家主に対する賠償金をお支払いします。また、お子さま本人が所有している家財(生活用動産)を補償します。

お支払事例

高校生総合補償制度はあらゆるシチュエーションでみなさまのお役に立っています!

在学中約10人に
1人の割合で保険金をお支払いしています!



補償内容	地 域	事 故 状 況 等	お支払金額(円)
賠 償	秋田市	自転車走行中に、車を降りてコンビニに入ろうとしていた相手歩行者にぶつかり相手が足の骨を骨折した。休業損害、慰謝料、介護費用等をお支払い。	18,127,777
賠 償	湯沢市	自転車走行中に、前方を走る自転車を追いこそうと衝突。相手が骨折し長期入院。	2,343,414
賠 償	秋田市	自転車走行中に、交差点で小学生の乗る自転車とぶつかり小学生が骨折。	810,662
傷 害	大館市	自転車走行中に、チェーンが外れた弾みで一回転で転倒、鎖骨骨折し、入院手術。	785,500
賠 償	秋田市	自転車同士で接触。相手が転倒し骨折。	614,216
傷 害	由利本荘市	自転車搭乗中に転落。左足骨折、顔面損傷。	560,000
傷 害	秋田市	サッカー部試合中に他の選手の足があたって左脛骨骨折。	539,440
賠 償	大館市	自転車走行中に、自動車と接触した。	404,500
傷 害	秋田市	ラグビー部練習中相手のスパイクが顔面に当たり顔面創傷。	394,500
傷 害	能代市	バスケットボール部活中に膝靱帯損傷し、入院手術。	342,000
傷 害	大館市	硬式野球部練習中、バッティングピッチャーをしていて打球が右側頭部に直撃し入院、脳挫傷の診断。	332,100

※事故やおケガの状況等によりお支払内容は異なります。

様々なケースに備えて、安心の〈プランB〉への
加入をおすすめします！

部活動・自転車通学
にオススメ！

ご加入プラン名			A 〈スタンダードプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険)	B 〈ワイドプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険 + 自転車総合保険)	C 〈スリムプラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険)	D 〈下宿生プラン〉 (天災危険補償特約セット傷害総合保険 + 自転車総合保険)	E 〈自転車事故限定プラン〉 (自転車総合保険)	
傷 害	死亡・後遺障害 保 険 金 額	自転車事故の場合	160万円	450万円	160万円	450万円	300万円	
		自転車事故以外の場合		200万円		200万円	—	
	入 院 保 険 金 額	自転車事故の場合	4,000円	8,000円	3,000円	8,000円	6,000円	
		自転車事故以外の場合		4,000円		4,000円	—	
	手 術 保 険 金 額	重大手術の場合	16万円		12万円	16万円	—	
		重大手術以外の場合	入院中の手術:8万円 外 来 の 手 術 :2万円		入院中の手術:6万円 外 来 の 手 術 :1.5万円	入院中の手術:8万円 外 来 の 手 術 :2万円		
	通 院 保 険 金 額	自転車事故の場合	2,000円	4,000円	1,500円	4,000円	4,000円	
		自転車事故以外の場合		2,000円		2,000円	—	
個人賠償責任保険金額 (自己負担額なし)		自転車事故の場合	1億円 ^(※)	2億円 ^(※) 1億円 ^(※)	1億円 ^(※)	2億円 ^(※)	1億円	
		自転車事故以外の場合				1億円 ^(※)	1億円 ^(※)	—
育 英 費 用 保 険 金 額			10万円			15万円	—	
傷 害	学資費用保険金額 (卒業までの残余期間1年につき)		30万円			50万円	—	
	進 学 費 用 保 険 金 額		30万円			50万円	—	
学 生 生 活 用 動 産 保 険 金 額			—			30万円	—	
借 家 人 賠 償 責 任 保 険 金 額			—			300万円	—	
4月13日まで手続きの場合 【一次募集】 補償開始日:2021年4月15日			保 険 料	36,060円	43,310円	29,680円	49,110円	7,440円
			制度運営費	500円				
			合 計	36,560円	43,810円	30,180円	49,610円	7,940円
4月15日～5月12日まで手続きの場合 【二次募集】 補償開始日:2021年5月15日			保 険 料	35,190円	42,240円	28,960円	47,920円	7,230円
			制度運営費	500円				
			合 計	35,690円	42,740円	29,460円	48,420円	7,730円
5月13日～5月26日まで手続きの場合 【三次募集】 補償開始日:2021年6月1日			保 険 料	34,330円	41,240円	28,250円	46,760円	7,100円
			制度運営費	500円				
			合 計	34,830円	41,740円	28,750円	47,260円	7,600円

●第1次募集:保険期間3年

第2次募集:保険期間2年11か月

第3次募集:保険期間2年10か月

●〈傷害総合保険〉 職種級別A級・天災危険補償特約、天災危険補償特約(育英費用補償特約用)、天災危険補償特約(学業費用補償特約用)個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、特定感染症危険(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)補償特約、熱中症危険補償特約セット 団体割引15%、範囲割引10%

●〈自転車総合保険〉 団体割引15%、範囲割引10%

●傷害総合保険は職種級別A級(学生等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている時は、保険料が異なる場合がありますので、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください

●「自転車事故の場合」は自転車総合保険(国内のみ補償)と傷害総合保険(国内外補償)、「自転車事故以外の場合」は傷害総合保険からのお支払いとなります。

●制度運営費として1加入者ごとの保険料に500円が加算されます。制度運営費は事務手続費用等に充当しています。

(※)情報機器等に記録された情報についての損害は500万円限度

※保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

[ご加入の手続きと保険期間]

ご加入手続き

以下のいずれかの方法でお手続きください。

01 専用WEBサイトでのお手続き

下記QRコードまたはURLより専用WEBサイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

QRコードの場合▶



URLの場合▶

<https://sjnk-pmd.dga.jp/lp/akitah-pta>

お手続きが完了したら、ご入力いただいた住所へ払込票を送付します。お支払期限までに、お近くのコンビニで払込ください。（お支払い期限を過ぎてもお支払が無い場合には、契約は失効します。）

02 郵便払込取扱票でのお手続き

同封の郵便払込取扱票が加入申込書となります。記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、お近くの郵便局から払込みください。

[加入依頼書兼振込取扱票記入例]

払込取扱票		振替払込請求書兼受領証	
00 仙台	口座記号番号	022503	金額
022503	70945	70945	43810
加入者氏名	秋田県高等学校PTA連合会	加入者氏名	秋田県高等学校PTA連合会
加入依頼書	アキタ タロウ	金額	43810
住所	アキタシサンノウ 2-1-43	おなまえ	アキタ タロウ様
学名	アキタ イチロウ	ご依頼人	アキタ タロウ様
性別	男	料	金
生年月日	17年6月1日	備考	
加入依頼書	学生	日	附
加入依頼書	アキタイチロウ	印	

金額を記入
プラン名を記入

記載のご注意

- ・氏名、住所、学校名等はカタカナで記入してください。
- ※保護者氏名、住所欄に記載された氏名、住所に加入者証をお送りしますので、正確にご記入ください。
マンション・アパートにお住まいの方は、部屋番号の記載をお願いします。
- ・書き間違いの場合は二重線で消して正しい内容を記載してください。（訂正印は不要です）

申込締切日

2021年4月13日(火)

保険期間

2021年4月15日午後4時から
2024年3月31日午後4時まで3年間とする

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。
- 第1次募集 ~4月13日(火)までの 4月15日(木)から補償開始
- 第2次募集 4月14日(水)~5月12日(水)までの お手続きについては 5月15日(土)から補償開始
- 第3次募集 5月13日(木)~5月26日(火)までの 6月1日(火)から補償開始
- 第3次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。

高校生総合補償プラン(傷害総合保険)

補償内容(概要)



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)【傷害総合保険】

■商品の仕組み : この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 秋田県高等学校PTA連合会

■保険期間 : 2021年4月15日午後4時から2024年3月31日午後4時まで3年間

■申込締切日 : 2021年4月13日(火)

●お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集	～4月13日(火)までの	4月15日(木)から補償開始
第2次募集	4月14日(水)～5月12日(水)までの	お手続きについては 5月15日(土)から補償開始
第3次募集	5月13日(木)～5月26日(水)までの	6月1日(火)から補償開始

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。

●被保険者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する新1年生(「保険期間末日に年齢が満23歳未満」または「学校教育法に定める学校の学生・生徒」)にかぎりあります。

●扶養者 : 育英費用補償特約、学業費用補償特約をセットする場合、あらかじめ補償対象となる扶養者をご指定いただきます。扶養者としてご加入時にご指定できる方は、原則として、被保険者と同居されている親権者のうち、そのご家族の生計を主として維持されている方(収入の最も多い方)にかぎりあります。ただし、就学上の事情等を理由として被保険者が親権者と別居されている場合(下宿学生等)は、別居であっても被保険者を継続して扶養することが明らかな親権者にかぎり、扶養者としてご指定できます。

●お手続き方法 : 以下のいずれかの方法でお手続きしてください。

①専用WEBサイトでのお手続き

QRコードまたはURLより専用WEBサイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

②払込取扱票でのお手続き

同封しました郵便局の払込取扱票が加入依頼書になっています。必要事項のご記入をお願いします。

ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●お支払方法 : お手続き方法によって異なります。

①専用WEBサイトでのお手続き

専用WEBサイトでのお手続き完了後、入力いただいたご住所へ払込票を送付いたします。お支払い期限までに、お近くのコンビニから払込みください。(一時払)

②払込取扱票でのお手続き

同封しました郵便局の払込取扱票でのお支払いとなります。(一時払)

●中途加入 : 第三次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。

●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

熱中症危険補償特約をセットしていますので、日射または熱射によるケガも補償の対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{※1}）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{※2}のないもの
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）	⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりです。 なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^{※1} ②先進医療に該当する手術^{※2} 手術（重大手術^{※3}以外） ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×20（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×5（倍） 重大手術^{※3} 手術保険金の額＝入院保険金日額×40（倍） （注）重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。	⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数（事故の発生の日から1,000日以内の90日限度） （注1）通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位（脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等）を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 （※）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 （注2）通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	※1 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 ※2 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症（※）を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 （※）「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2020年12月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎります。）、腸管出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。	
賠償責任（個人賠償責任保険の一部変更に関する特約セット）（国内外補償）（注1）	日本国内または国外において、被保険者（※1）が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。（※2） なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者（※1）の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で受託した財物（受託品）（※3）を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等（※4）を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）情報機器等に記録された情報の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して支払うべき保険金の額は、保険証券記載の記録情報限度額または保険金額のいずれか低い額を支払いの限度とします。 （※3）次のものは「受託品」に含まれません。 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・漁具 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 など （※4）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行（アルバイト、インターンシップを除きます）に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑦被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑧航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両（※1）、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑨環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑩受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑪受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的的事故 ・置き忘れ（※2）または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 ⑫受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を存する方に対して負担する損害賠償責任 など （※1）次のア. からウ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
特別費用	扶養者^(※1)が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で扶養不能状態^(※2)となった場合、育英費用の保険金額の全額をお支払いします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
	扶養者^(※1)が、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、扶養不能状態^(※2)となった場合、支払対象期間^(※3)中に、被保険者が負担した次の①または②の費用に対して、保険金をお支払いします。 ①学資費用 被保険者が在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる費用(授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)中の各支払年度について、学資費用の保険金額を限度とします。 ②進学費用 被保険者が進学する際に、進学する学校に納付する費用のうち、上記①の学資費用以外の費用(入学金、納付が義務付けられている寄付金等)をいいます。お支払いする保険金の額は、支払対象期間^(※3)を通じ、進学費用の保険金額を限度とします。 (※1)「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で加入依頼書等記載の方をいいます。 (※2)「扶養不能状態」とは、次の①または②のいずれかに該当する状態をいいます。 ①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ②①以外の場合で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後遺障害が生じた場合 (※3)「支払対象期間」とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。 (注)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②扶養者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③扶養者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤扶養者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥扶養者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧扶養者が扶養不能状態となった時に扶養者が被保険者を扶養していない場合 など
借家人賠償 (オールリスク) (国内のみ補償) (注1)	日本国内において被保険者^(※)が借用・使用する借戸室を被保険者の責めに帰すべき事由に起因する事故により損壊したことにより、被保険者が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、借家人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※)被保険者には以下の①または②のいずれかに該当する者を含みます。 ①借戸室の賃借名義人が被保険者と異なる場合はその賃借名義人 ②①に該当しない被保険者の親権者、その他の法定の監督業務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、被保険者が未成年者または責任無能力者であって、被保険者に関する事故にかぎりません。	①故意 ②心神喪失による損害 ③借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事による損害 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥借戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償責任 ⑦借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任 など
下宿学生のみ 学生生活用動産 (国内のみ補償) (注1)	日本国内における偶然な事故によって、被保険者が所有する生活用動産^(※1)について損害が生じた場合、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額^(※3)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、お支払いする保険金の額は各保険年度ごとにご契約金額が限度^(※4)となります。 (※1)親族が居住する建物内に所在する被保険者の生活用動産は、補償対象外です。ただし、賃貸借契約を締結して被保険者が単独で居住している建物の戸室内の生活用動産を除きます。 (※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。 修理が可能な場合は、保険金額を限度として、再調達価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (※3)1回の事故につき以下の額は、ご自身で負担していただきます。 (自己負担額)火災・落雷・破裂・爆発の場合：なし 盗難の場合：3万円 その他の場合：1万円 (※4)保険期間が1年を超えるご契約の場合は、保険年度ごとに保険金額を限度とします。 (注1)建物外に持ち出している間も補償されます。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④欠陥 ⑤自然の消耗、摩滅、劣化もしくは性質による腐蝕、さび、変色等 ⑥機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しない電気的、機械的故障 ⑧紛失または置き忘れ(※) ⑨修理、調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ⑩台風、暴風、暴風雨、旋風、たつ巻、洪水、高潮、豪雨等の風水災によって生じた損害 ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
下宿学生のみ	学生生活用動産（国内のみ補償）（注1）	（注2）次のものは生活用動産に含まれません。 ①通貨、手形その他の有価証券（小切手を除きます。） ②定期券、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、航空券、旅券その他これらに準ずる物 ③稿本、設計書、図案、証書（公正証書、身分証明書など一定の事実または権利義務関係を証明する文書をいいます。ただし、旅券および運転免許証を除きます。）、帳簿その他これらに準ずる物 ④貴金属、宝玉石、宝石および書画、骨とう、彫刻物その他これらに準ずる美術品 ⑤義歯、義肢その他これらに準ずる物 ⑥ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびこれらの付属品 ⑦船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ⑧動物および植物 ⑨携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・タブレット端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ⑩コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ⑪ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 など	〈前ページより続きます。〉

（注1）補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

（※1）傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

（注2）複数のご契約にセットされても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kan.html ）
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方（※1）および同性パートナーを（※2）含みます。 （※1）内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦として認められないものの、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 （※2）同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦として認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
【保険年度】	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

自転車総合補償プラン(自転車総合保険)

補償内容(概要)



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)【自転車総合保険】

■商品の仕組み : この商品は、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 : 秋田県高等学校PTA連合会

■保険期間 : 2021年4月15日午後4時から2024年3月31日午後4時まで3年間

■申込締切日 : 2021年4月13日(火)

●お申込締切日以後は下記日程で受付します。

第1次募集 : ~4月13日(火)までの 4月15日(木)から補償開始

第2次募集 : 4月14日(水)~5月12日(水)までの お手続については 5月15日(土)から補償開始

第3次募集 : 5月13日(木)~5月26日(水)までの 6月1日(火)から補償開始

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレット内に記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 秋田県高等学校PTA連合会に加盟する各学校に在籍する生徒の皆さまを被保険者とし、保護者を加入者(保険料負担者)としてご加入いただきます。

傷害補償の被保険者は、加入された新1年生の方1名となります。

賠償責任補償の被保険者は、次の方をいいます。

①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子

⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません。)ただし、本人に関する事故にかぎりません。

⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お手続方法 : 以下のいずれかの方法でお手続きしてください。

①専用WEBサイトでのお手続き

QRコードまたはURLより専用WEBサイトへアクセスし、画面の指示に従って必要事項を入力してください。

②払込取扱票でのお手続き

同封しました郵便局の払込取扱票が加入依頼書になっています。必要事項のご記入をお願いします。

●お支払方法 : お手続き方法によって異なります。

①専用WEBサイトでのお手続き

専用WEBサイトでのお手続き完了後、入力いただいたご住所へ払込票を送付いたします。お支払い期限までに、お近くのコンビニから払込みください。(一時払)

②払込取扱票でのお手続き

同封しました郵便局の払込取扱票でのお支払いとなります。(一時払)

●中途加入 : 第三次募集以降にこの保険に加入される場合は、各取扱代理店までご連絡ください。

●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の取扱代理店までご連絡ください。

●保険契約開始時点のご加入人数により、保険金額を調整する場合がありますのであらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内において、自転車事故(自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故または運行中の自転車に衝突・接触された事故)によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内のみ補償)	死亡 保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した保険年度と同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤自転車による競技、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないものなど (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	後遺障害 保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険年度ごとに、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
	入院 保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(事故の発生の日から180日以内)	
	通院 保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 (国内のみ補償)	賠償責任 (注)	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※1)を運行不能にさせたこと等によって、被保険者^(※2)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (※1)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。 (※2)この特約における被保険者は次のとおりです。 ①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりませす。) ただし、本人に関する事故にかぎりませす。 ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりませす。) ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりませす。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

(注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
自転車	ペダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車(レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^(※1)および同性パートナーを^(※2)含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦として認められないものの、事実上の婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦として認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合は、初年度については、保険期間の初日からその端日数期間、第2年度については、初年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容またはWEB画面等の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等にご記入いただく内容またはWEB画面等にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項またはWEB画面等の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者ご本人の職業または職務(傷害総合保険の場合)
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
(※)「他の保険契約等」とは、自転車総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入または入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載またはWEB画面等の入力の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 扶養者が変わった場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

【共通】

- 加入依頼書等記載またはWEB画面等の入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について＞

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2021年4月15日午後4時に始まります。

- お申込締切日以後は下記日程で受付します。
- | | | | |
|-------|----------------------|-----------|----------------|
| 第1次募集 | ～4月13日(火)までの | お手続きについては | 4月15日(木)から補償開始 |
| 第2次募集 | 4月14日(水)～5月12日(水)までの | | 5月15日(土)から補償開始 |
| 第3次募集 | 5月13日(木)～5月26日(水)までの | | 6月1日(火)から補償開始 |

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

※借家人賠償責任補償特約の対象となる事故については示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

【自転車総合保険】

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがあります。

(注)日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合

・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

- 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

（1）保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

（2）保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^{（注）}までが補償されます。

（注）保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.somp-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| ☐ 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | ☐ 保険料、保険料払込方法 |
| ☐ 保険金額 | ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと |
| ☐ 保険期間 | |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)

- ☐ 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

もう一度
ご確認ください。



職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石業者、自動車運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競走選手、自動車競走選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競走選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。))の方等についてはお引き受けできません。	

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 このパンフレット記載の取扱代理店へお問い合わせ願います。
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 秋田支店 秋田支社
〒010-0921 秋田県秋田市大町3-3-15 ユニバース秋田ビル TEL 018-862-8425 : FAX 018-865-1589
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 指定紛争解決機関
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
〔ナビダイヤル〕0570-022808 〈通話料有料〉
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間: 24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパンウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトと約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

取扱代理店